第２部
環境の状況

第１章　大気汚染

第２章　水質汚濁

第３章　騒音・振動

第４章　悪臭

第１章　大気汚染

１ 概　要

大気汚染は、大気中に排出された物質が、自然の物理的な拡散・沈着機能や化学的な除去機能、生物的な浄化機能を上回って存在し、自然の状態より増加することによって人を含む生態系や物等に直接的、間接的に影響を及ぼす状態である。

大気汚染物質の発生源は、火山排出物や森林火災、花粉の飛散といった自然起源によるものと、工場や火力発電所、自動車といった人為起源に大別される。現在、大気汚染の問題については、特に人為起源により発生した大気汚染物質による人への健康被害についてしばしば問題視されており、発生源に対する規制を法令等で行っている。

人の健康に影響を及ぼす代表的な大気汚染物質は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント等である。これらは、工場等で石炭や石油等の化石燃料を燃焼する過程で生成したもの（固定発生源）、自動車の排ガス中に含まれていたもの（移動発生源）、また、一度排出された有害物質が大気中で化学変化したもの等である。これら大気汚染物質の人体への影響については、個人差並びに気温、気圧、湿度といった大気の状態によって左右されるが、人々の健康に悪影響を及ぼすことが報告されている。

よって、大気汚染物質の濃度に関しては、環境基本法に基づく環境基準や「大気汚染防止法」による規制が定められており、適切な大気汚染対策が図られるよう県による常時監視が実施されている。

現在の大気の汚染状況は、公害防止技術の向上、行政指導の強化及び企業努力等により昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代前半にかけて改善がみられ、近年はほぼ環境基準を満たした状態で推移している。しかし、北東アジアの大気環境の悪化により、汚染物質の越境が懸念される等、大気汚染への不安は完全に解消できていないのが現状である。

2 環境基準等

大気汚染に関する環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、下記のとおり設定されている。

○ 大気の汚染に係る環境基準 【 表２－１参照 】
○ 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準 【 表２－２参照 】
○ 二酸化窒素に係る環境基準 【 表２－３参照 】
○ **ベンゼン等（有害大気汚染物質）による大気の汚染に係る環境基準** 【 表２－４参照 】

なお、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づいて定められている。 【 表２－５参照 】

表２－１ 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件	測 定 方 法
二酸化硫黄[SO_2]	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は、紫外線蛍光法
一酸化炭素[CO]	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間 平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質[SPM]	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/ m^3 以下であること	ろ過捕集による重量濃度測定方法又は、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント[O_x]	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最大 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

※備考１：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のもの。

※備考２：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。） をいう。

※備考３：光化学オキシダントの環境基準は令和 8 年 1 月 30 日に告示改正され、令和 8 年 4 月 1 日から施行された。

※備考４：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

評価方法：二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1 日平均値の年間 2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

光化学オキシダントにおける短期基準に関する評価は、測定結果の日最高 8 時間値(1 日の 8 時間値の中で最も高いもの)の年間 99 パーセンタイル値を短期基準と比較する。一方、長期基準に関する評価は、測定結果の日最高 8 時間値の 1 年平均値を長期基準と比較する。評価は測定局ごとに行うこととし、短期基準に関する評価と長期基準に関する評価のいずれも満たした場合を達成と判断する。

表２－２　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
微小粒子状物質 [PM2.5]	1 年平均値が 15μg/ m³以下であり、かつ、 1 日平均値が 35μg/ m³以下であること	ろ過捕集による質量濃度測定方法又は、この方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

※備考１：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子。

※備考２：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

評価方法：長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98 パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（１年平均値及び 98 パーセンタイル値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

表２－３　二酸化窒素に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
二酸化窒素 [NO_2]	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又は、オゾンを用いる化学発光法

※備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

評価方法：１年間の測定を通じて得られた１日平均値のうち、低い方から数えて 98%目に当たる値（１日平均値の年間 98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

表２－４　ベンゼン等（有害大気汚染物質）による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件	測　定　方　法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下であること	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること	

※備考：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表２-５　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

物　　質	基　準　値	測　定　方　法
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg－TEQ／m^3 以下であること	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

※備考１：基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※備考２：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

３ 監視体制及び常時監視観測結果

山口県では、環境基準等の達成状況及び大気の汚染状況の変化等を把握するために、大気汚染測定局を各市町に設置し、大気環境の常時監視を実施している。

（１）監視体制

防府市には、2 ヶ所の大気汚染測定局が設置されており、各局の測定項目については表２-６のとおりである。

表２-６　２測定局の測定項目一覧　（令和６年度）

監　視　項　目	防府高校※	中関小学校
ア　二　酸　化　硫　黄	○	○
イ　浮 遊 粒 子 状 物 質	○	○
ウ　微 小 粒 子 状 物 質	○	―
エ　光化学オキシダント	○	―
オ　二　酸　化　窒　素	○	○
風　向　・風　速 温 度・湿 度・日 射 量	○	―

※令和６年１月以前は防府市役所で、令和６年２月以降は防府高校で測定

（２）大気汚染測定局の測定結果

ア　二酸化硫黄［SO_2］

二酸化硫黄は、ほとんどが工場・事業場等から硫黄分を含む燃料その他の燃焼に伴って排出されるほか、船舶やディーゼル車等からも排出される。また、呼吸器へ悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られる。

防府市における測定局での測定結果については、表２-７-ア、表２-７-イのとおりであり、短期的評価及び長期的評価について両測定局で環境基準を達成している。なお、年平均値の経年変化はグラフ２-１のとおりほぼ横ばいに推移している。

表２－７－ア　二酸化硫黄に係る環境基準適合状況

（令和６年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	ppm	ppm	日	%	時間	%	ppm	有：×　無：○
防府高校	住	363	8,649	0.001	0.014	0	0	0	0	0.003	○
中関小学校	住	362	8,647	0.001	0.013	0	0	0	0	0.002	○

表２－７－イ　二酸化硫黄濃度の月別測定結果（月平均値）

測定局名	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防府高校	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001
中関小学校	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

グラフ２－１　二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化

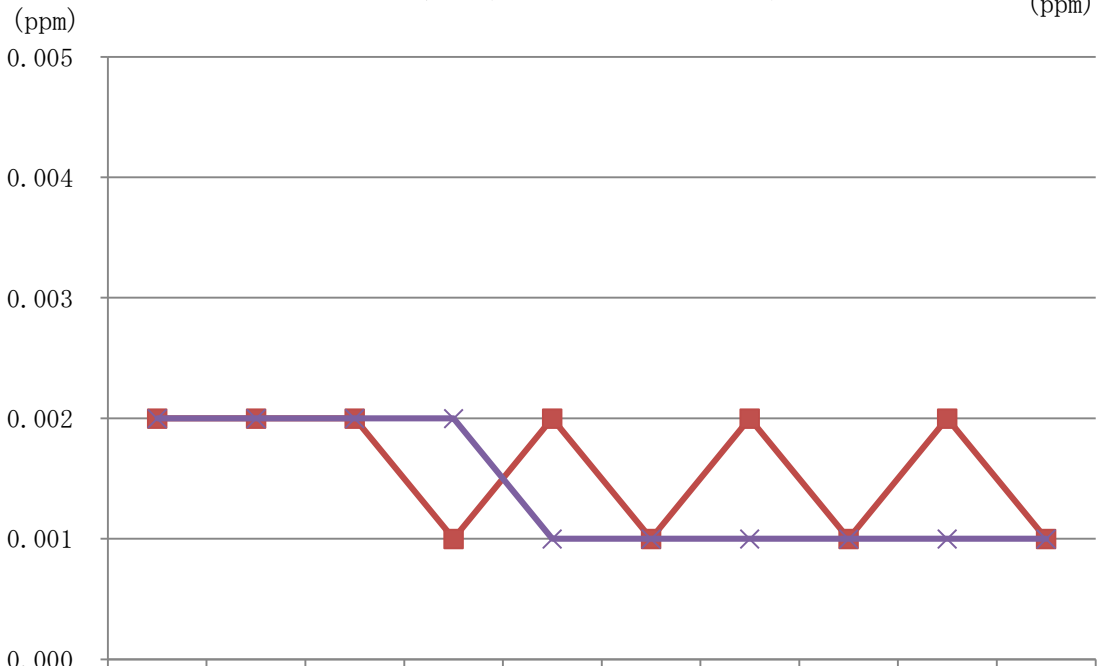

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
防府市役所／防府高校	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001
中関小学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

イ　浮遊粒子状物質［SPM］

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10μm以下の物質をいい、工場・事業場等から排出されるばいじん及び粉じん、自動車・船舶等から排出される粒子状物質並びにガス状物質が大気中で二次的に反応して生成する粒子状物質など人為的な活動に起因するもののほか、風による土壌の巻き上げ、波しぶき等から発生する海塩粒子及び中国大陸から飛来する黄砂など自然的に発生するものもある。

人の健康への影響については、大気中に長時間滞留し、肺や気管に沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすとされ、長期的影響として慢性気管支炎の有症率の増加やこどもの気道抵抗の増加などが懸念される。

防府市における測定局での測定結果については、表２－８－ア、２－８－イのとおりである。短期的評価及び長期的評価について両測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化はグラフ２－２のとおりほぼ横ばいに推移している。

表２－８－ア　浮遊粒子状物質に係る環境基準適合状況　（令和６年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無
		日	時間	mg/m³	mg/m³	日	%	時間	%	mg/m³	有：×　無：○
防府高校	商	365	8,722	0.013	0.080	0	0.0	0	0.0	0.030	○
中関小学校	住	363	8,699	0.014	0.082	0	0.0	0	0.0	0.033	○

表２－８－イ　浮遊粒子状物質濃度の月別測定結果（月平均値）　(mg/ m³)

測定局名	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防府高校	0.017	0.014	0.012	0.015	0.016	0.015	0.009	0.010	0.010	0.012	0.010	0.015
中関小学校	0.019	0.014	0.013	0.014	0.015	0.015	0.010	0.011	0.010	0.013	0.013	0.016

グラフ２－２　浮遊粒子状物質濃度年平均値の経年変化

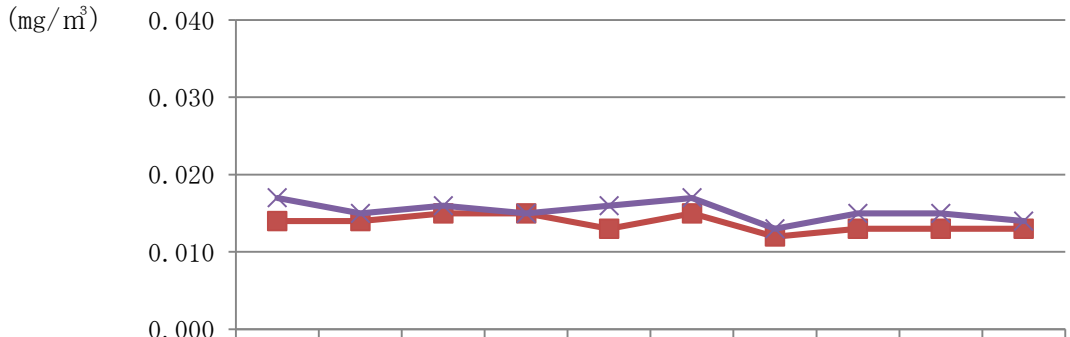

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
防府市役所／防府高校	0.014	0.014	0.015	0.015	0.013	0.015	0.012	0.013	0.013	0.013
中関小学校	0.017	0.015	0.016	0.015	0.016	0.017	0.013	0.015	0.015	0.014

ウ　微小粒子状物質［PM2.5］

微小粒子状物質は、粒径 2.5μm 以下の粒子状物質で、呼吸器系の奥深くまで入りやすいこと等から、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。平成 21 年 9 月に環境基準が設定されたことを受け、県により平成 23 年度から質量濃度の常時監視等を開始している。

防府市における測定局での測定結果については、表２－９－ア、表２－９－イのとおりであり、環境基準を達成している。

表２－９－ア　微小粒子状物質に係る環境基準適合状況　（令和６年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合	
		日	μg/m³	μg/m³	日	%
防府高校	商	365	9.4	22.7	0	0.0

表２－９－イ　微小粒子状物質濃度の月別測定結果（月平均値）　（μg/ m³）

測定局名	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防府高校	12.5	10.5	8.4	7.6	8.3	8.8	6.5	8.4	8.7	10.7	9.8	12.5

エ　光化学オキシダント［O_x］

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物といった一次汚染物質が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成する物質である。

防府市における測定局での測定結果については、表２−１０−ア、表２−１０−イのとおりであり、環境基準を達成できていない。なお、年平均値の経年変化についてはグラフ２−３のとおりほぼ横ばいに推移している。

表２−１０−ア　光化学オキシダントに係る環境基準適合状況　（令和６年度）

測定局名	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
防府高校	商	363	5,394	0.037	0.096	0.050	66	309	0	0

※改正前の環境基準値及び評価方法による結果である。

表２−１０−イ　光化学オキシダント濃度の月別測定結果（昼間の１時間値の月平均値）

（ppm）

測定局名	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防府高校	0.041	0.047	0.041	0.023	0.033	0.032	0.035	0.031	0.034	0.037	0.041	0.047

※改正前の環境基準値及び評価方法による結果である。

グラフ２−３　光化学オキシダント濃度年平均値の経年変化（昼間の１時間値の年平均値）

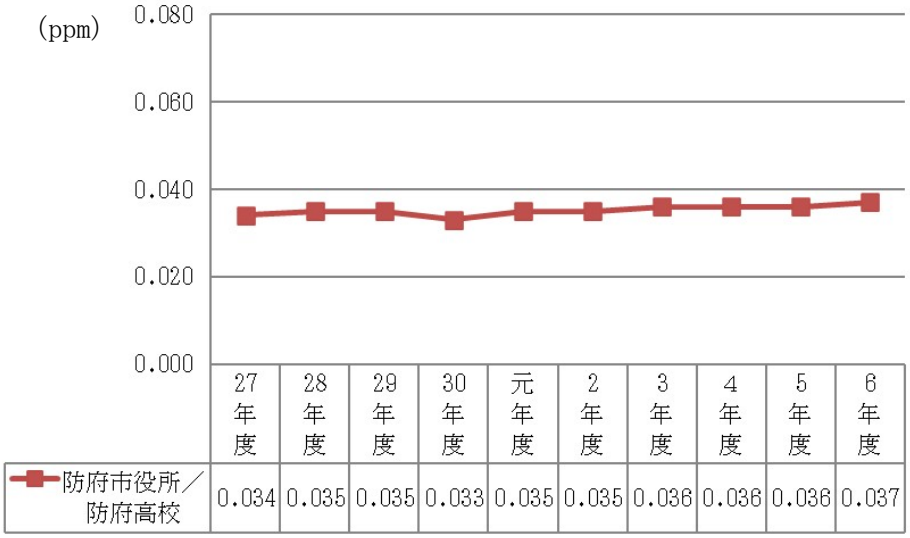

※改正前の環境基準値及び評価方法による結果である。

オ　二酸化窒素［NO_2］（窒素酸化物［$NO+NO_2$］）

二酸化窒素は、物の燃焼により発生した窒素酸化物が大気中で酸化されて生成するもので、ほとんどが工場・事業場等の固定発生源及び自動車等の移動発生源から排出される。

防府市における測定局での測定結果については、表２-１１-ア、表２-１１-イ、表２-１１-ウのとおりであり、両測定局で環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化はグラフ２-４のとおり、ゆるやかに減少している。

表２-１１-ア　二酸化窒素に係る環境基準適合状況　（令和６年度）

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
		日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
防府高校	商	364	8,644	0.006	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0
中関小学校	住	362	8,643	0.005	0.047	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0

表２-１１-イ　窒素酸化物（$NO+NO_2$）の測定結果

測定局名	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値の比 $\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
防府高校	商	364	8,644	0.008	0.083	0.019	73.0
中関小学校	住	362	8,643	0.006	0.068	0.015	87.4

表２-１１-ウ　窒素酸化物（NO，NO_2，$NO+NO_2$）濃度の月別測定結果　（ppm）

測定局名	項目	令和6年									令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防府高校	NO	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.004	0.002	0.004	0.002	0.001	0.001	0.001
	NO_2	0.009	0.007	0.008	0.008	0.005	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.006
	$NO+NO_2$	0.010	0.009	0.010	0.012	0.008	0.010	0.007	0.008	0.007	0.006	0.007	0.008
中関小学校	NO	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	NO_2	0.007	0.005	0.006	0.005	0.003	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
	$NO+NO_2$	0.008	0.005	0.007	0.006	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006

グラフ２－４　窒素酸化物（NO，NO_2，NO＋NO_2）濃度年平均値の経年変化

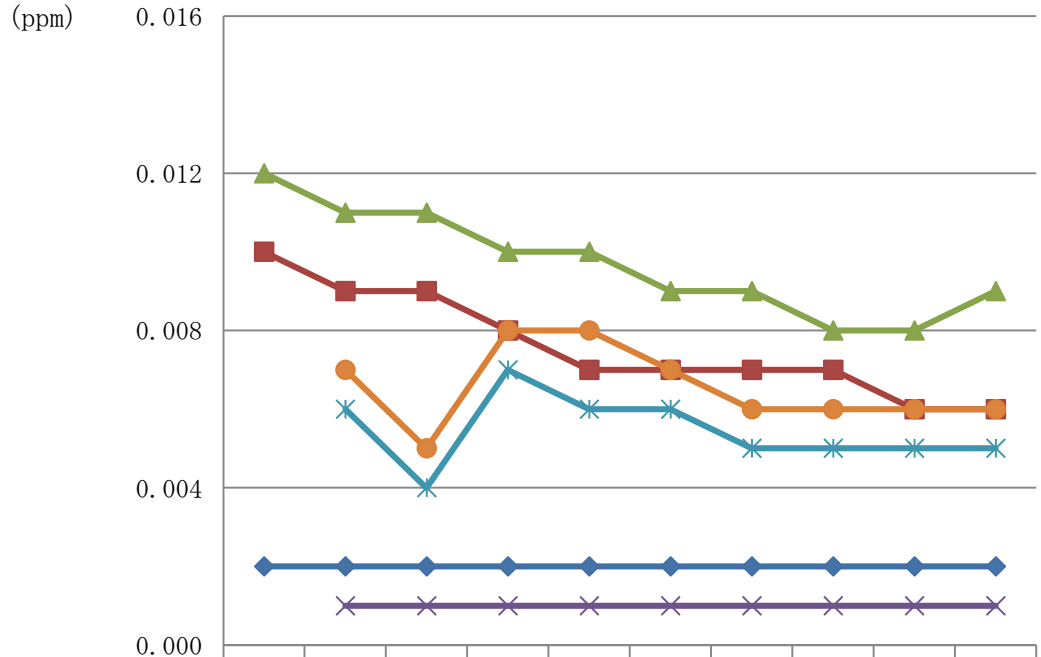

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
NO 防府市役所／防府高校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
NO2 防府市役所／防府高校	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
NO+NO2 防府市役所／防府高校	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.009
NO 中関小学校		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
NO2 中関小学校		0.006	0.004	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
NO+NO2 中関小学校		0.007	0.005	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006

※中関小学校は、平成 28 年度から観測局になっている。

4 大気汚染防止法に基づく施設の設置状況等

（１）大気汚染防止法に基づく施設の設置状況

防府市内に設置された大気汚染防止法に基づく規制の対象となる施設は、ばい煙発生施設が 236 施設、一般粉じん発生施設が 60 施設、揮発性有機化合物排出施設が 11 施設であり、特定粉じん発生施設についてはない（表２-１２）。

表２-１２　大気汚染防止法に基づく施設の設置状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

区分			施設数
ばい煙発生施設	1	ボイラー	179
	2	ガス発生炉及び加熱炉	2
	5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	3
	6	金属の鋳造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	7
	9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	20
	11	乾燥炉	11
	13	廃棄物焼却炉	5
	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
	30	ディーゼル機関	7
	31	ガス機関	1
	総数		236
粉じん発生施設	2	鉱物又は土石の堆積場	28
	3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	26
	4	破砕機及び摩砕機	3
	5	ふるい	3
	総数		60
揮発性有機化合物排出施設	1	化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
	2	吹付塗装施設	10
	総数		11

（２）燃料使用量等の経年変化

防府市における総燃料使用量、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出量は、10 年間で表２-１３、グラフ２-５のとおり変化している。

表２-１３　燃料使用量等の経年変化

年度	総燃料使用量【重油換算×1,000kL】	硫黄酸化物排出量【ｔ（SO_2換算）】	窒素酸化物排出量【ｔ（NO_2換算）】	ばいじん排出量【t】
H27 年度	352.6	725.2	1849.5	37.2
H28 年度	343.0	636.7	1806.4	40.2
H29 年度	340.8	642	1804.1	36.5
H30 年度	350.0	619.3	1693.1	36.4
R1 年度	408.7	1370.8	1890.4	42.8
R2 年度	433.9	1392.1	2065.7	50.5
R3 年度	411.3	1384.8	1828.5	45.1
R4 年度	340.2	1298.9	1622.1	41
R5 年度	409.1	1085.7	1546.3	39.6
R6 年度	533.2	1142.2	1615.7	37.1

グラフ２-５　燃料使用量等の経年変化

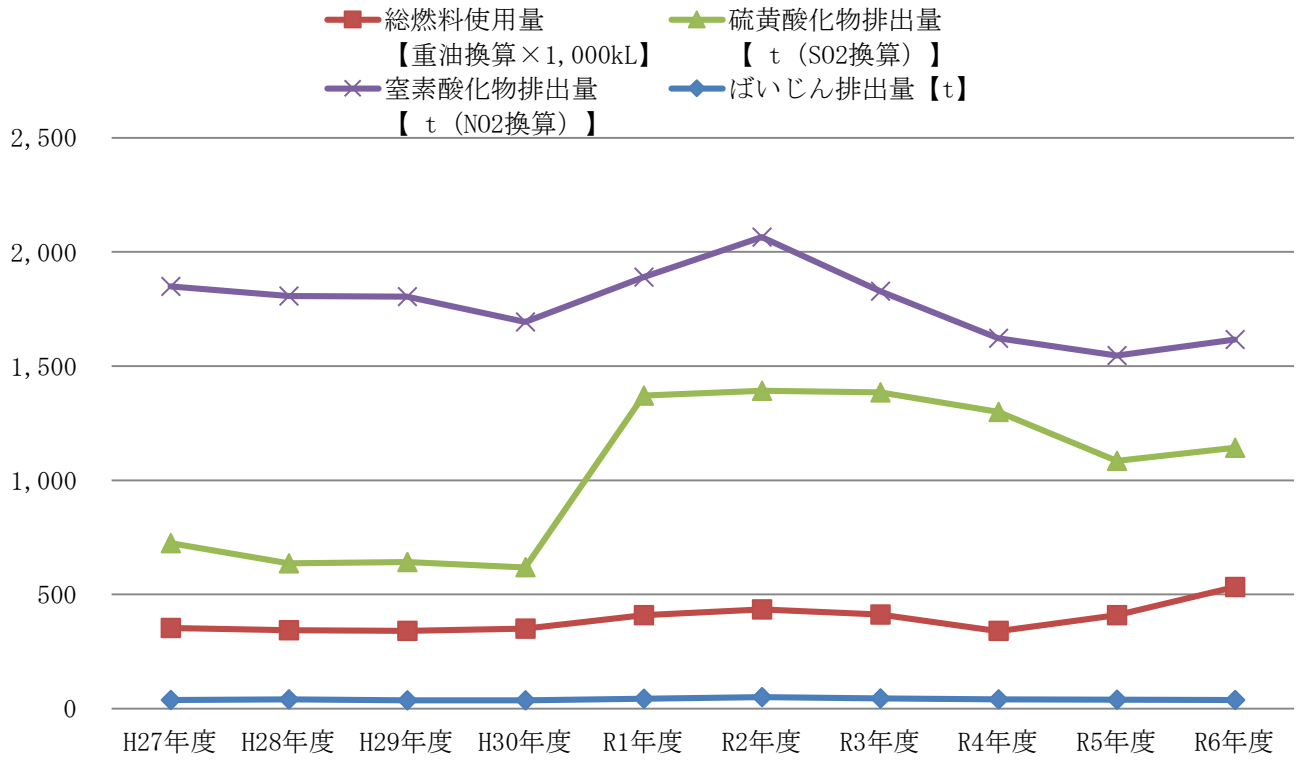

5 環境保全協定における細目協定締結事業場の煙道排ガス等調査結果

防府市と環境保全協定を締結し、かつ、一定規模以上のばい煙発生施設を設置していること等から大気汚染対策に関する細目協定を締結している４事業場について、目標数値を定めており、煙道排ガス調査を実施している。調査結果については、表２-１４のとおりである。

表２－１４　細目協定締結事業所場の煙道排ガス等調査結果　（令和７年度）

工場名	調査日	施設名	排出ガス量（湿りガス）	硫黄酸化物排出量	（協定値）	ばいじん濃度	（協定値）	窒素酸化物濃度	（協定値）	タール状物質濃度	（協定値）
			m^3N/時	m^3N/時	m^3N/時	g/m^3N	g/m^3N	ppm	ppm	mg/m^3N	mg/m^3N
東海カーボン㈱ 防府工場	1/19	焼成炉 F-R1＆F-R2	25,700	0.19	1.66以下	0.036	0.15以下	31	120以下	2未満	19以下
	2/6	成形熱媒ボイラー	560	0.012	0.16以下	0.005未満	0.15以下	55	160以下	－	－
	2/6	焼成炉 F-R5	5,410	0.31	1.20以下	0.003未満	0.15以下	52	175以下	2未満	3以下
	1/19	焼成炉 F-R6	5,250	0.63	1.20以下	0.012	0.15以下	46	175以下	2未満	3以下
	11/21	黒鉛化炉G-C&G-D	21,100	0.02未満	0.52以下	0.005未満	0.15以下	－	－	－	－
マツダ㈱ 防府工場西浦地区	10/7	第3発電所（石炭ボイラー）	129,000	2.7	10.2以下	0.0024	0.05以下	130	200以下	－	－
防府エネルギーサービス㈱	9/16	１号ボイラー	134,000	3.7	12.3以下	0.001未満	0.05以下	140	200以下	－	－
	1/28	5号ボイラー	105,000	2.6	12.1以下	0.002未満	0.05以下	120	200以下	－	－
エネルギア・パワー山口㈱ 防府バイオマス・石炭混焼発電所	9/18	１号ボイラー	423,000	21	69.3以下	0.0009未満	0.03以下	54	100以下	－	－

分析機関：（株）アサヒテクノリサーチ